

速記録(平成26年3月13日 第3回口頭弁論)

事件番号 平成24年(行コ)第412号等

証人氏名 小野啓一

控訴人(附帯控訴人) 指定代理人(板崎)

乙A527号証を示す

この陳述書は、証人が内容を確認して署名捺印されたものということでよいですか。

はい、そのとおりです。

何か訂正することはありますか。

はい、1点ございます。

その点についてお伺いします。この6ページの下から6行目から、「通し番号1-69の文書中にある不開示部分③と同じ記載は、外務大臣が一部不開示決定をした部分に該当していますので(乙A第108号証259ページ御参照)」とありますね。

はい。

乙A第108号証を示す

この乙A第108号証には、右上と下にそれぞれページ数のような記載があるんですけども、この右上に「8-259」とあるページにも、下に「-259-」とあるページのいずれにも、不開示決定した部分に当たるような記載が見当たらないように見えまして、むしろ、下に「-253-」とあるページの右下に「次頁以下2頁不開示」と書いてありますので、この記載を引用したかったんじゃなかったんでしょうか。

はい、そのとおりです。

間違えた理由なんんですけど、本件は原文書と証拠のページ数にずれが生じていますので、この原文書のページ数のほうを記載してしまったと、こういう

ことなんでしょうか。

はい、原文書のほうのページ数を記載してしまったものでございます。それでは、今の陳述書6ページの「乙A第108号証259ページ御参照」というのは、乙A第108号証の「-253-」とあるページの「次頁以下2頁不開示」の記載が示す不開示部分と、こう訂正するほうが正確だということでしょうか。

はい、そのとおりです。

そのほかには、陳述書の内容に間違いはありませんか。

ございません。

それでは、現在、証人の所属する北東アジア課の業務につきまして、韓国関係でどういった業務をされているのか簡単に御説明いただけますでしょうか。

北東アジア課は、朝鮮半島、韓国及び北朝鮮との外交関係の外交政策の企画、立案、実施をつかさどっております。このうち、韓国について申し上げれば、日本と韓国は重要な隣国同士でございますが、その間の外交事務に関しまして、例えば、首脳会談、外相会談といった高いレベルであれば、その方針、戦略、そういうものの企画、立案を責任者として担当しておりますし、また、課長レベルの実務的な協議というのも頻繁にございますので、そのようなものにつきましては、自ら方針の企画、立案をするとともに、韓国側の代表者との間で交渉、協議を行ったりしております。

それでは、北朝鮮関係の業務としてはどういうものがありますでしょうか。

北朝鮮との間には外交関係が現在もございません。その意味で特殊な関係にございますけれども、そういう北朝鮮との間でも、日朝の間の政府間の接触、あるいは協議ということが時折ございます。こういうものにつきまして、上司の対処方針を作る場合もございますし、自らのレベルで北朝鮮側の代表と交渉することもございます。また、北朝

鮮の場合には、いろいろな内部事情、それから、核やミサイルといった問題もございますので、このようなものについての調査分析といった仕事も同課で担当しております。

それらの業務において韓国や北朝鮮との外交交渉が発生すると思いますが、証人は、どのように外交交渉に関与されていますでしょうか。

先ほども少し触れましたが、外交の交渉、協議には様々なレベルがございます。高いレベルの政治レベルの協議、実務レベルでも高いレベルの協議であれば、私の部署でその方針を作成し、それをもって、政治レベルや高いレベルの代表者をサポートするということはございます。また、自らのレベルで協議、交渉するということもままございます。

準備についてはどのようにされているか、もう少し説明してください。

交渉に当たっての外交方針、戦略の作成に当たっては、もちろん日本政府として、日本としてその国益をいかにして最大化して確保するかということが大変重要なポイントになります。その際には、相手国がどのような考え方、方針、戦略のもとで交渉に臨んでくるか、これを我々ができるだけ正確に把握するということも、また大変重要な土台を作ることになります。したがいまして、そのような方針、戦略の策定に当たりましては、相手側についてのいろいろな形での情報収集、すなわち、公開情報の収集はもちろんござりますけれども、それを越えた公開されていない情報をいろいろな手段で取得するということも、また、大変重要な土台作りになっております。

それでは、証人が担当された印象に残っている韓国関係の業務だとか案件として、どのようなものが挙げられますでしょうか。

韓国との関係では、重層的な関係ということでいろいろなことがござりますが、特に、今申し上げれば、1つは、歴史に起因する問題。こ

れは、今でも、日韓関係においては、かつての植民地支配の時代の過去に起因する問題が日韓の間の政治問題となっております。また、竹島問題、これは、日韓間の極めて重要な領土問題でございますが、この領土問題は現在も現存している重要な問題です。これにつきましては、私が担当者をしております間に、2010年の8月に、当時のイ・ミョンバク大統領が竹島に上陸するということがございました。これにより、改めて竹島問題の重要性に焦点が当てられることになったことをよく記憶しております。それから、私が担当者として日韓間の交渉をやりました1つのケースとして、日韓の図書協定の交渉というのがございます。これは、2010年に交渉を行ったものですけれども、朝鮮半島由来の貴重な図書、朝鮮総督府経由で日本に来た朝鮮半島由来の貴重な図書を韓国側に引き渡すと、こういう国際約束の締結の交渉でございました。

それでは、証人が関与された北朝鮮関係の案件として、印象に残っているもののはありますか。

はい。北朝鮮との間では、日朝の接触、協議が時折行われております。2012年の8月には、私自身、課長級の政府間協議として、北朝鮮の外務省の課長と協議を行いました。また、それに続いて同年の11月には、日朝政府間協議、これは、我々の外務省の局長レベルでございますが、先方との協議を行い、私も、その局長の補佐として同席をいたしました。更に、最近でございますが、日朝の赤十字会談というのが行われておりますが、これにも、私は政府側として同席をいたしまして、その機会に、北朝鮮の外務省の担当課長と、非公式なやり取りではございますけれども、直接意見交換をするということが、つい今月になってからあつたばかりでございます。

それでは、本件で不開示とされている部分に関してお聞きしていきます。ま

ず、全体的な話ですが、本件では追加開示というのが何度かされているようですけれども、それは、どういった理由でされているんでしょうか。

この訴訟の関係では、何度か追加開示をしてきております。これは、原決定の段階で、政府として合理的な不開示理由に当たるものがあるという判断で、まあ、不開示にしたわけですけれども、その後の第一審の判決、それから附帯控訴、その理由書の精査、こういうことを通しまして、政府としても、できる限りその情報の公開をしていくという姿勢で、改めて不開示文書を検討した結果として、でき得る限りのものについて開示をした次第でございます。

原判決では、同一の記述がほかにあるのではといったような指摘もあったかと思いますけれども、そういう点も考慮されたんでしょうか。

はい。原決定の段階で、同一のものとみなせるにもかかわらず開示されていなかったものがあったことは遺憾でございますが、そのようなものにつきましても、追加決定の際に改めて精査をいたしまして、開示をしたというものがございます。

それでは、本件では、外交交渉に不利益があるという理由で不開示となっている文書が多いようですけれども、そもそも外交交渉とはどのようなもので、そこで情報をどのように利用するのか、簡単に言っていただけますか。

外交交渉におきましては、我々であれば日本の国益を最大化するという観点で方針を策定いたします。その際に、相手国の方針、これを作る土台となる情報をいろいろな形で収集するということはございますし、また、その際に、相手だけではなくて、第三国から、それ以外のほかの国から情報を収集して、これも、また我々の方針作りの土台にすることがございます。

外交交渉で利用される情報として、具体的に重要なものとしてどういったものが考えられるか、特に、過去の情報もそれに含まれたりすることもあるの

か、こういった点について簡単に御説明いただけますか。

はい。公開されている情報、メディア等で公開されている情報、これは、当然、我々は懸命に収集をいたします。それ以外の非公開の情報、これについてもいろいろな形で入手に努めることがございます。また、その際には、それに加えて、第三国ということもありますし、それ以外のいろいろなものを全て集めて総合的に勘案するということでございます。

その中に、過去の情報も含まれることがあるんでしょうか。

はい。現在の相手の状況、情報、これは当然でございますが、過去どのように相手が考えて方針を作っていたか。特に、類似のケース、類似の交渉、あるいは数十年前から基本的にずっと続いているような性質の問題についてであれば、余計、その数十年前のときにどういう考えていたか、それと矛盾していないか、あるいは、そのときの情報を得ることによって、今、彼らがどういうふうに考えるかを推測する、このようなことはままあることでございます。

今述べたことは、確認なんですけど、一般的な外交交渉においての問題なんでしょうか。それとも、本件での日韓会談関係の情報の話なんでしょうか。そこを少し補足いただけますか。

一般的にも、私の経験からすれば、該当すると考えます。ただ、韓国、北朝鮮、これは最初にも触れましたが、日本との間でのかつての植民地支配の歴史、それから、過去の問題が今も極めて現在の問題として日々取り沙汰されているということ。更に、北朝鮮の場合には国交正常化交渉そのものがこれからあると。韓国の場合には65年に妥結したわけですけれども、それがいまだに十分行われていないという極めて特殊な状況にありますので、先ほどありました過去に関連する情報、これは、韓国、北朝鮮との間では特別に重要であるということは言え

ると思います。

それでは、不開示理由1の話に入ります。ここでは、主に北朝鮮との交渉への不利益が問題となっていますが、まず、北朝鮮と日本との関係、少し説明いただいたかと思いますけれども、ほかの国との日本との関係と何か違いがあれば言つていただけますか。

我が国は北朝鮮を国家承認しておりません。外交関係もございません。これから国交正常化交渉を適切な段階で行う。そして、そのためには拉致問題、核・ミサイルといった問題、いろいろな諸懸案を解決する必要があります。このようなそもそも外交関係もない相手との交渉というのは、恐らく、まあ、現在日本が抱えているいろいろな外交案件の中でも、極めて、あるいは最も特殊なものではないかなというふうに思います。

そういう特殊な北朝鮮との関係にある中、対北朝鮮外交の担当者として、証人は、北朝鮮当局の情報収集活動についてはどのような印象を持っていましたか。

北朝鮮側は、日本に関連をする情報収集、これに非常に、まあ、力を入れている。公開情報であれ、それ以外であれ、非常に力を入れて詳細な情報収集をしているという印象を持っております。

今の証言を裏付ける具体的なエピソードなどはありますか。

はい。なかなか非公開の部分につきまして、それを公開する形で御説明することはできないんですけども、公開情報の範囲におきましても、彼らのメディアである労働新聞のようなところでも、日本で、あるいは日本以外の近隣諸国で開示された文書等、資料、これについて非常に詳細な取扱いをし、日本に対する非難を行うというようなケースはままございまして、その一部につきまして労働新聞の翻訳を文書として提出をさせていただいている次第でございます。

今の話ですけど、労働新聞の論評というのが北朝鮮当局の主張を示したと、こういうことになるんでしょうか。

はい、そう考えます。北朝鮮は我が国のような自由民主主義の体制にはございません。労働新聞は、北朝鮮の当局の考え方を示すメディアであるというのが国際社会全体の受け止めでございます。

今の例は、一応、公のメディアを通じてされたというものなんですねけれども、このような情報収集に基づく主張が、今後の交渉の場でも懸念されるというふうにお考えなんでしょうか。

はい。公のメディアを通じた意見の発出ですら、そのような形で極めて詳細な情報収集を行った上で北朝鮮が行っていますので、これが実際の非公開の当局間の政府間の交渉ということになれば、当然、北朝鮮側は、同様な、あるいは更に力を入れた情報収集を行うと考えます。

それでは、不開示理由1には文化財関係の文書が多数問題になっていますけれども、文化財問題というのはどういうものか、簡単に御説明いただけますか。

日韓の文化財問題と言いますのは、植民地支配の時代に日本に渡來した様々な貴重な文化財、朝鮮半島由来の文化財につきまして、韓国側がこれを韓国に返還するように求めている、そういう問題であると理解しています。

その問題は、日朝間においてはどうなっているんでしょうか。

今、韓国として申し上げましたが、基本的には北朝鮮につきましても同様の問題がございまして、北朝鮮の場合には国交が正常化されておりませんので、韓国のような国際約束はいまだありませんが、日朝平壤宣言、2002年の平壤宣言の中でも、この文化財の問題は将来国交正常化交渉の中で協議をされるという形で触れられております。

それでは、その文化財の目録や、その他文化財関係の情報が開示された場合の不利益というのは陳述書に詳しく書いていただいているんですが、何か補足があればおっしゃってください。

基本的な考えは陳述書において説明をさせていただきました。これに加えまして、若干補足的に申し上げさせていただければ、文化財と言いますのは、基本的には、このケースであれば日韓会談当時であれ、今であれ、基本的な文化財の価値というのは、まあ、大きくは変わらない。多少の変動はあるかもしれません、大きくは変わらないと考えます。そういう意味では、当時の資料、評価であっても、これは、現在の、あるいはこれからいろいろなやり取りにそのまま影響するものであるというふうに考えます。

文化財関係の情報には、品名だとか、品名以外にも文化財の由来、入手経緯、製作時期、取得原因だとかいろいろな情報があるんですけども、そういったものも公にしたら問題があるんでしょうか。

はい。まあ、今後あり得る日朝の間の文化財に関する交渉というもの想像してみれば、日本が日韓の交渉、65年に至る交渉の中で、どのような文化財の引渡しの可能性を検討していたかというのは非常に重要な資料になる、重要な情報になるとを考えます。その中で、今御質問にあったようないろいろな来歴であるとか、その時期であるとか、そういう性格を仮に北朝鮮が把握することになれば、それによって、日本側の、まあ、選考基準と言いますか、そういうものを推測させる非常に重要な手掛かりになり得ると考えます。また、場合によっては、彼ら自身が調べているものと比較することによって、実際に、物が特定できるということも、またあり得るんだろうと推測いたします。したがって、このようなものは、将来ありうべき日本と北朝鮮の間の交渉にとっては、不利益を生ぜしめるものと考えております。

確認ですけれども、品名以外の情報も、例えば、今おっしゃったような特定のために使われると、こういうことがあるんじゃないかとお考えということですね。

はい、そう考えます。

それでは、陳述書で述べられておるんですけども、韓国側が作成したと思われる文書として、具体的には通し番号1-13とか1-111の文書が挙げられているんですけど、そういうものは韓国側が作成したんですから、韓国で開示されて、北朝鮮もそれを確認できると、こういうことにはならないんでしょうか。

我々も、開示、不開示の決定に当たりましては、いろいろと精査をできる範囲でいたしましたが、現在、我がほうで不開示とさせていただいている文書の中に、韓国でそのまま開示されているものはないというふうに考えております。

その精査というのは、具体的にどのようにしたんでしょうか。

韓国は、2005年に大規模な日韓会談の関係の情報開示を行っておりまして、その中身は、インターネットで検索し、閲覧することができます。この図書の目録、文化財の目録のケースで言えば、その性格ですか、あるいは名前ですか、そういうものに基づいて、まあ、我がほうで、限られた時間と人員ではございますけれども、可能な限り調べてみたと。その結果として、先ほどのように考えている次第でございます。

ところで、この文化財問題に類似するような問題というのは、韓国や北朝鮮以外の国とも生じるものなんでしょうか。

日本にとっては、恐らくないと思います。この問題は、先ほども触ましたが、日本が朝鮮半島を植民地支配していたというかつての歴史から来る問題でございますので、私が知る限りにおきましては、韓国、

北朝鮮以外の国との関係で問題になっているとは承知しておりません。以上の文化財問題に関する証人の御証言というのは、先ほど述べられた日韓図書協定に関わったとか、そういう経験に基づくものだということでしょうか。

はい、そのとおりです。日韓の図書協定、まあ、名前は図書協定ですけれども、これは、文化財、彼らが見る朝鮮半島由来の貴重な図書、文化財の一部の図書につきまして、日本側からその一部を引き渡すという、そういう、まあ、協定、国際約束でございまして、この交渉は、まあ、不開示なものが多いので、詳細は今御説明できませんけれども、日韓の間の非常に微妙な、植民地支配自体に対する微妙な感情を背景にしながら行ったものでございまして、先ほど申し上げましたことも、そういうことを、まあ、少なくともそういう私個人の経験に基づいて申し上げさせていただいているものでございます。

それでは、陳述書によれば、通し番号1-165の文書、乙A第377号証などについて、財産請求権問題の文書であるということなんですか、その財産請求権問題というはどういったものか、ごく簡単に結構ですので、御説明ください。

日韓間で言えば、これも植民地支配と関係しますけれども、かつてのその時代に、今の韓国の個人や法人が有していた財産、これについての、まあ、債権、あるいは彼らが日本に置いていた在外財産の債権、あるいは給料の未支払分の支払、こういういろいろな債権についての請求権、これをどう処理するかという問題でございます。

今述べた問題が、北朝鮮との間ではどのような状況なのでしょうか。

北朝鮮との間でも似た問題は当然存在しております。北朝鮮との間は国交正常化がされておりませんので、法的な決着はいたしておりません。韓国の場合には、1965年に日韓の経済協力請求権協定という

もので、これは、この問題は完全かつ最終的に解決されたということが明文で第二条で書いてございますが、北朝鮮の場合にはそういうことはございません。日朝の平壤宣言で方向性は示されておりますが、法的な枠組みの交渉はこれから課題でございます。

それでは、今述べたような問題について日韓国交正常化交渉における交渉方針などを公にすることにより、どのような不利益が生ずるんでしょうか。

日朝では、この問題はこれからの問題でございます。日韓におきましては65年に決着をしております。日韓の決着に至る長い交渉の過程で、日本側がどのような方針で臨んだか、どのような例ええば積算をしたか、何をどう対象にしようとしていたか、こういうことは、これら日の日朝韓の交渉においても、北朝鮮から見たときに極めて有益な情報になると考えます。したがって、これは、開示できないものがあると考えております。

乙A第527号証を示す

この6ページに、ここから、前のページから続けて1-69の文書の請求権問題の査定額等にかかる不開示部分について述べられていますが、2行目から、「北朝鮮が、日本側の査定額の韓国側の請求額に対する割合を前提に、これに上乗せした額を請求してくるなどとして、」とありますが、これは、具体的にはどういう意味なんでしょうか。

今回の対象文書の中には、日本側がどういうものを交渉上韓国との間で対象として話すかということが、その積算がいろいろと書かれている資料が多数ございますが、ここで言っているのは、その日本側の査定額、で、韓国側が言っている請求額、これを比べたときに、その割合に、まあ、プラスアルファと言いましょうか、まあ、そういう割合があるということが推察され得ると。その場合には、今後、今はありますまが、今後、日朝韓で交渉をやる場合には、北朝鮮は、当然、か

つての日韓会談で日本はこういう割合プラスアルファ、まあ、割合で日韓の決着を考えていたと思うでしょうから、そうすると、それが、言ってみれば、日本の落としどころだというふうに推察をして、それにプラスアルファをした額を要求をしてくるといったようなことがあります。得るということを述べているものでございます。

乙A第108号証を示す

246ページ以下を示します。今示したような部分で、日本側の交渉方針とか査定方針というのは書かれているように読めまして、それに比べて、通し番号1-69や1-90の不開示部分というのは約50年前の資産額や関連情報等が含まれます。これらにどういった差があるんでしょうか。

今お示しいただいている部分には、この請求権の問題についての基本的な方針が記載されております。我々も、できるだけ文書を開示するという考え方から、このような一般的な方針であれば、開示をしたとしても、現在において、あるいは今後の交渉上の不利益は、まあ、生じないであろうというふうに考え、開示をいたしました。他方で、先ほどありましたような別の箇所で不開示をしておりますものは、個々具体的な積算、あるいは数字、こういうものがいろいろな形で示されている部分でございますので、これは、実際に、今後、日朝間で交渉になった場合には具体的な不利益をもたらすと考えて、不開示にさせていただいているものでございます。

終戦前後の事情を基にした日韓交渉当時の資産が、なぜ、今後の北朝鮮との交渉で不利益を生ずるんでしょうか。

請求権の問題の対象は、別に、今の財産ではなくて、基本的に終戦時の財産でございます。したがいまして、終戦時の資料、これが、まあ、それから70年たとうが、何十年たとうが、そこで交渉の対象になる。したがって、当時の資料も大きな影響を与えると、こういう意味でご

ざいます。

控訴人(附帯控訴人) 指定代理人(関根)

まずは、不開示理由2についてお伺いしていきます。不開示理由の2の中で、不開示部分に過去の日本政府高官の発言等が含まれている部分がありますので、まずはその点について伺います。まず、韓国以外の第三国と日本との二国間関係と日韓関係、これとでは何が違うんでしょうか。

先ほども触れましたが、韓国と日本との関係におきましては、かつての植民地支配に由来をする過去の問題、歴史にかかる問題、これが、現在なお、大きな問題に、政治問題になっております。これは、日韓の極めて固有な問題であると思います。特に、韓国の場合には、植民地ということもあって、言ってみれば被害的な考え方、それが日本を見るときに今もってなおあるという特殊性があると思っています。

今おっしゃられました被害者の立場からの感情が韓国にはあるのではないかというお話なんですけれども、韓国における被害者の意識、また、歴史認識、こういったものを具体的に説明するようなエピソードというのがあれば教えてください。

例えば、昨年の3月にパク・クネ大統領が演説をされました。その際に、加害者、被害者の関係は1000年の歴史の流れがたっても変わらないという趣旨の、まあ、正確な引用ではございませんけれども、そういう趣旨の御発言を演説されました。これは、先ほど述べたような韓国側の感情を表しているものと思っています。また、最近、アン・ジュングン、伊藤博文を100年以上前に暗殺した人物ですが、このアン・ジュングンという人をめぐって、これも、また日韓で政治的にやり取りがありました。日本側においては、まあ、日本の政府高官が、犯罪者であると、テロリストであるという表現を使ったのに対して、韓国の一派から反発があったと。これも、やはり、先

ほど申し述べたような日韓の、特殊のですね、感情的な問題であると考えております。

それでは、日韓会談交渉当時の政府高官の侮蔑的発言、これを不開示部分にしているものがあるんですけども、このような内容を公にすることによって、なぜ、韓国との信頼関係を損なうおそれがあると言えるのでしょうか。

日韓では、今も、日々、まあ、報道などを見ていただいても、この歴史、過去をめぐるいろんな感情のやり取りがあるのはお分かりいただけると思います。過去の日本政府の関係者の発言であったとしても、それが韓国に対して、まあ、侮蔑的な言い方、感情表現を含むものであつたとすれば、やはり、韓国においては、そのような日本政府の、昔とは言え、その姿勢に対して、非常に大きな反発があり得るというふうに考えておりまして、これは、今の日韓間の信頼関係にも影響を与えるものと思っております。

そうすると、現時点において日本政府の高官が侮蔑的発言をしたわけではなくて、30年以上前、何十年も前の政府高官が発言したものであっても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると、こういうことなんでしょうか。

はい。まあ、今現在の日本政府の高官がそういう発言をすれば、それは、当然、先方の感情に火をつけるということは、まあ、もちろんあると思います。また、1990年代におきましては、日本の閣僚が、まあ、韓国の発展は日本のお陰だという趣旨の発言をして、これは、非常に問題となつたこともございます。ですから、逆に言えば、現在ですら、あるいはその時点の政府高官の発言ですらそうなわけですから、かつての、あるいは日韓会談という正常化に向けた会談の中での発言、その当時の発言ということであれば、むしろ余計に、そのような感情を刺激するということは十分あり得ることだと思っています。

それでは、続いて、対韓強硬措置に関する部分が不開示部分になっている文

書についてお伺いしていきます。不開示部分の中には、日韓会談の交渉当時、交渉決裂の局面において、日本国内で検討されていた在日韓国代表部に対する強硬措置を内容とするものも含まれているんですけれども、このような情報を公にすることにより、なぜ、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると言えるんでしょうか。

不開示部分には、正に対韓措置というものの検討が記されております。それも、在日、今で言えば日本の在京の大使館に対する措置としてあります。我々外交当局としては、外交上、相手に対して当然の払うべき敬意を払いながら外交交渉をやったり、お互い接触をしているわけですが、そういう中にあって、当時とは言え、韓国の代表部に対して強い措置というのを具体的に検討していたということが明らかになれば、それは、それ自体は数十年前の検討ではございますけれども、現在も当てはまり得る措置というふうに解釈をされ、それは現在の日韓、韓日の信頼関係に影響を与えるというふうに考えている次第でござります。

対韓強硬措置としては、幾つかの対抗措置については開示されているものもあると思うんですが、どうして在日韓国代表部に対する措置について不開示にされているんでしょうか。

できるだけ情報開示をするという考え方から、不利益が、あるいは信頼関係を損なうという不利益が比較的小さいものは開示をいたしております。ただ、この部分は、在日の代表部、今で言えば在京の大使館に対する措置でございますので、今も、まあ、仮に同じ状況があれば執り得る措置ということになりますので、これを、今、開示することは適切ではないと判断した次第でございます。

それでは、続いて、不開示理由の8についてお伺いしていきます。不開示理由8は、天皇陛下と外国要人との謁見の内容を不開示部分としている文書に

ついてなんですかけれども、まず、天皇が行う外国要人との謁見や拝謁、こういったものは、日本政府や外務省が行う外交の交渉とはどう違うんでしょうか。

現在の天皇の憲法上の地位に鑑みまして、天皇が外国の元首等、要人と会話をすることはありますが、その際のやり取りはいわゆる政府が担っている外交交渉とは違うものという位置付けにされております。むしろ、その会話の内容は、天皇個人が個人的な関係を相手との間で築くと、親密な関係を築いていくと、そういう個人的なやり取りであるというふうに理解しています。

天皇と外国要人との会話については、非公開とされることが前提とされているんでしょうか。

はい。日本におきまして、天皇の外国要人との発言につきましては、これは、非公開とするということで長年やってきておりますし、このことは、相手方の外国のほうにも理解をしていただいてきていると承知しています。

このような非公開とするという取扱いについては、何らかの法的な根拠があるんでしょうか。それとも、慣習上のものなんでしょうか。

そのような国際約束、協定、条約、法律というようなものがあるわけではありません。ただ、日本がそのような扱いをしているということは、国際的に十分理解をし、また、今まで守られてきているもので、これは、国際的な慣習として、お互いの間で認められてきていると考えています。

それに対して、昭和20年の終戦直後に行われた昭和天皇とマッカーサー元帥との会談、この内容については公にされているのではないでしょうか。

昭和天皇とマッカーサー元帥のやり取りがどのような形でどのように開示されているかは、私の担当外ですので正確に承知しているわけで

はありませんが、まあ、一般に、もう知られているところのように見受けられます。ただ、これにつきましては、天皇自体が、以前の憲法の大日本帝国憲法のもとの位置付けと、現在の憲法のもとの位置付けは異なるということがまずあると思いますし、更に、当時は、終戦直後ということで極めて特殊な状況のもとで行われた会見であったというふうに理解しております。

また、今回不開示とされている部分に関しては、李長官がその著書の中で、昭和天皇との謁見内容を記載しているという事情がありまして、このことからすれば、既に謁見の内容は開示されたというふうに言えるのではないでしょうか。

その点につきましては、李長官がその書物で書いていることが、我々の理解する会話の内容とそのもの正確ではないというふうに承知をしておりまますし、その書物に一個人が書いたということをもって、日本政府が、あるいは相手国との関係で長年維持してきている慣習を壊すという理由にはならないと考えます。

それでは、通し番号で言うと8-1、証拠番号で言いますと乙A第36号証、それから通し番号で言うと8-2、証拠番号で言うと乙A第37号証、この不開示理由8にかかる文書の不開示部分を公にすることによって、なぜ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると言えるんでしょうか。

先ほども触れましたが、この天皇の外国要人との会談、会見における発言の取扱い、これは、日本側で不開示、非公開と理解しているだけではなくて、それを相手国政府、相手国の要人との間でも共通の理解をもってやっできているわけでございます。したがいまして、それを日本側が一方的に開示をするということになれば、それは、相手国との間で、日本は非公開、不開示という前提で話したそういう個人的で親密な会話を一方的に時間がたつたら開示するということになりまし

て、これは、相手との信頼関係に傷を付けるものであると考えます。

控訴人(附帯控訴人) 指定代理人(田原)

不開示理由3についてお尋ねいたします。不開示理由3はいわゆる竹島問題に関するものですけれども、この竹島問題というのは、日韓関係におきましてどのような位置付けを有しているのでしょうか。

竹島問題は、日韓間の今も存在をする重要な領土をめぐる紛争でございます。この問題は、日本にとって重要な領土問題で、紛争の平和的解決ということを目指しておりますが、一方、韓国にとっても韓国が重視する歴史上の問題であり、領土に関する問題であるということで、今も、まま、この問題が両国の間の政治外交問題になることがございます。

日韓会談当時から現在に至るまで、竹島問題についてですけれども、どのように推移し、現在どのような状況にあるんでしょうか。

日韓会談、その前、50年代に韓国が力をもって不法に占拠をし、まあ、そのまま現在に至っているわけですが、日韓会談後も、その占拠を強化する措置を韓国側は執ってきてございます。最初にも触れましたが、その後、2010年の8月には、韓国の当時のイ・ミョンバク大統領が上陸をすることもございました。我がほうは、これを、国際法にのっとって平和的に解決するという考え方で、国際司法裁判所に提訴をすることを何度も提案してきておりますが、実現に至っておりません。

外交交渉におきまして情報収集が重要であるということについては、先ほど少し御証言いただきましたけれども、やはり、自国の主張を補強するためには、信頼性ある資料や情報を得ることが必要ということになるわけでしょうか。

はい。この竹島の問題をめぐっては、事実関係、法律的な関係、いろ

いろな形で、日本は日本、韓国は韓国の主張を強化するということを日々やっております。研究をしております。その中で、日本側は日本側で、韓国側は韓国側で、相手方につきましても、また自分たちの側につきましても、過去のいろいろな経緯、あるいは文書、こういうのも含めて、不断の調査研究を行っているわけです。

不開示理由3の不開示部分については、日韓会談当時における日本の竹島問題に関する見解というものも含まれておりますが、こうした日本の竹島問題に関する見解を公にした場合、韓国との交渉上、何らかの不利益が生じるのでしょうか。

はい。この問題は、全く終わった問題ではございません。また、先ほど申し上げましたように、国際法にのっとって平和的に解決するというのが我が国の方針でございます。この将来あり得べき国際法にのつとった平和的解決、交渉、そのためには、いろいろな情報を収集して、過去のいろいろな発言、これを精査することが常に重要でございます。今もそれを行っております。

過去の日韓会談当時における日本の竹島問題に関する見解、これを韓国が把握した場合に、何らか韓国に利用されるという懸念はあるのでしょうか。

はい。先ほどちょっと説明が足りなかつたかもしれません、そのような中で、相手も日本側の考え方、情報の収集を不斷にしていると考えます。日韓会談当時からずっと続いている問題でございますので、当時、日本政府がどのような方針で、例えば、どういう交渉の方針のときの選択肢があつて、その中のものを、どういう順番に、どういうふうに韓国に提示をして交渉するかと、こういうことを、当時、どう考えていましたか、これについて韓国が知ることになれば、今後行われる交渉においても、まあ、基本的な構造は今も変わってない部分は多くありますので、そうすると、韓国側は日本側の言わば手の内を推測でき

るということになり、我が国にとっては極めて大きな交渉上の不利益をもたらすと強く思っています。

韓国側が竹島に関する自国、韓国の主張を強める材料として、過去の文書や資料を利用したということはあったのでしょうか。

はい。まあ、やり取りということではありませんが、日本側の江戸時代の文書、あるいは明治時代の文書、こういうものにつきましても、韓国は力を入れて情報収集、精査をしております。そういうものを、自らの、自ら考える正当な、彼らの言う主張を正当化する根拠に使っているケースというのは、ままございます。

不開示理由3に関する不開示部分には、日韓会談当時に日本側が韓国側に対して行った発言というのもありますけれども、日本側が既に韓国側に述べた内容であれば、公にしたとしても交渉上の不利益は生じないということにはなりませんでしょうか。

はい。日本側が交渉の中で述べたこと、これについて、韓国側の文書で韓国側がどう開示をしているか、私も全て精査できているわけではありませんけれども、まあ、それが何であるにせよ、韓国側の記録として仮に出ていたとしても、日本側が、日本の公式の文書、公文書で、日本の立場はこうだと言って、それが開示されるということとはおのずから性質は違うのではないかと思っています。

また、不開示理由3に関する不開示部分には、日韓会談当時の韓国側の非公開を前提としてされた発言というのもありますけれども、こうした韓国側の非公開を前提とした発言を公にした場合に、何らかの弊害が生ずるのでしょうか。

韓国側が会談の中で発言をした部分、まあ、これにつきまして、日本が一方的に開示をするということになれば、それは、まあ、いくら当時激しい交渉をしていたとは言っても、それは外交交渉でございます

ので、相手との間では非公開、通常、非公開を前提に、また、相手に対する一定の敬意を払ってやっている、そういうやり取りです。したがって、これを一方的に開示するということは、相手との信頼関係を傷付けることになると考えます。

今、韓国側の非公開を前提とした発言ということで、まあ、日韓間のこととしてお尋ねしたんですが、一般に、外交交渉の場において、当事国の方がした非公開を前提とした発言というものは、当事国間ではどのような性格のものとして扱われるのでしょうか。

非公開を前提としてやり取りをしている外交交渉の中身、特に相手方の発言について、我がほうがこれを相手の同意なく、勝手に一方的に開示するということはございません。そういうことをやれば、相手との関係では深刻な外交上の問題を引き起こすことになります。

そうすると、韓国が非公開を前提とした発言を日本側が公にするとした場合に、やはり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると、そういうことになるんでしょうか。

はい、そう考えます。

また、不開示理由3に関する不開示部分には、竹島問題に関連しまして、アメリカなどの第三国などから収集したものというのもありますけれども、竹島問題に関して第三国から収集した情報を公にした場合、どのような弊害が生ずるのでしょうか。

この場合であれば、竹島問題についてのアメリカからの情報収集ですが、アメリカは、当時も今も、日本及び韓国双方と非常に強い関係を持っておりまして、現在、双方にとってアメリカは同盟国でございます。そのアメリカが、この問題について、日本との間でどういうやり取りをしていたか、どういう情報提供をしていたか、こういうことについて、我々が情報開示を一方的にすることになれば、それは、当然、

アメリカからは、日本という国は、そういう提供した情報を勝手に外に出す国なんだなというふうに考えられ、現在における日本とアメリカとの間の信頼関係を傷付けるということになると考えます。

別の観点から、第三国の竹島に関する情報というものを韓国が把握した場合に、何らかの弊害というのはあり得るのでしょうか。

はい。先ほど述べましたのはアメリカとの信頼関係の問題ですが、それを韓国が知ることになれば、アメリカと韓国との間の関係にも悪い影響を当然与えることになりますし、また、韓国は、仮に、その情報提供が日本にとって有利なものであったとすれば、韓国は、それをアメリカに撤回させる、否定させる、こういうような外交上の動きに出ることもまた十分予測できると思います。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（東澤）

証人が、全世界の中で北東アジア地域の外交実務に詳しいということはよく分かったんですけども、外務省全体の情報公開を決定するプロセス、ここについては、証人は、どの程度御存じなんでしょうか。

私自身は外務省全体の情報公開の担当ではございませんが、私の北東アジア課が担当しております文書につきまして情報公開の請求があるようなケースにおきましては、まず、北東アジア課におきまして文書の精査、それから、どのような文書が開示可能かどうか、こういう判断をした上で、官房にございます情報公開を担当している部署と相談をして最終決定をするというふうにしております。

今のお話では、北東アジア課レベルでの判断にいろいろ検討なさっているということは分かったんですけども、外務省が最終決定するプロセスの中にはいろんなものがあると思うんですけども、それは、証人は御存じなんでしょうか。

私は北東アジア課長でございますので、北東アジア課の外の部分につ

きまして、今責任をもって答える立場には必ずしもございませんが、先ほども申し上げましたように、今回、ここで対象になっている文書、これにつきまして、情報の開示、不開示の決定判断、これにおきましては、北東アジア課として関与をしている次第でございます。

今回の情報開示の対象となった文書については、その決定に至るプロセスは分かっていると、そういう証言ですか。

先ほどと繰り返しになる部分があるかもしれませんけれども、北東アジア課が担当している文書、この情報公開の請求がありましたときには、まずは、北東アジア課におきまして、開示、不開示の判断をします。そのときには、まあ、開示できるものは当然開示をしていくわけですけれども、不開示という判断をせざるを得ない場合もございます。そのような基準の判断、それから理由の判断、こういうものは私のところでしながら、同時に、情報公開の制度、仕組み、全体につきましては、必ずしも私の部署が日頃扱っているわけではありませんので、大臣官房にありますそれを通常担当している部署、ここと相談をしながら処理をしていく。まあ、そういう意味で、先ほど御質問にありましたプロセスというものには当然関与し、承知をしていることはあると、こういうことでございます。

それでは、例えば、本件の文書対象でもいいのですけれども、情報公開の請求があった場合には、どういうプロセスで最終的には判断に至っていくのか、簡単に御説明いただけますか。

先ほどと一部重なるところはあるかもしれませんけれども、まず、情報の公開の請求がございますと、当然、その請求文書というものがどこにあるかということになります。まあ、存在しているか存在していないか。それにつきまして、今回のケースであれば、それが北東アジア課の行政文書であるということになりますので、それをもって我々

として判断をし、そこで文書を精査し、その上で、その開示、不開示の判断をしていくと。ただ、先ほども申し上げましたが。

ごめんなさい。証言を途中で遮って悪いんですけども、今、一応お聞きしたいのは、北東アジア課で判断されたのは分かったけれども、その後、どういうふうなプロセスで外務省の最終判断につながっていくのか、そのプロセスを、形式的なプロセスでいいですから、簡単に御説明いただけますかという質問なんです。

御質問の意味を十分理解していなかったとすれば申し訳ないんですが、私が言わんとしましたのは、まず、窓口として、あるいはその文書がどこにあるかというところからプロセスは始まりますので、それは、このケースであれば北東アジア課から始まる。それは、官房にあります部署と相談をし、まあ、最終的には、それは、当然、より高いレベルの判断を求めて決定がされていくと、こういうことだろうと思います。

そうすると、今、出てきたのは、北東アジア課と官房という話でしたけれども、それ以外に関与する部署はないのですか。

それは、文書の内容によりましてあろうかと思います。

例えば、今回の対象となっている文書の場合はどうですか。

今回の文書全体を一概に申し上げることは、その量が大変多いのではきないと思いますが、例えば、それがアメリカに関わる部分であれば、アメリカ、米国を担当する部署と必要に応じ相談をするということになると思います。

それは、最終的な判断は、どこで行うのでしょうか。

最終的には、外務大臣の判断になると考えます。

事務局的に、それを担うのはどこになりますか。大臣官房ですか。

すみません。事務局とおっしゃっている意味がよく分からないんです

が。

外務大臣に判断を求める前の最終的な判断権限はどこにあるのか教えてください。

外務大臣に判断を仰ぐ前の最終的な判断の権限というものが、明確に、特定の部署、個人にあるかどうか私は今承知しておりませんので、よく分かりません。

じゃあ、それは、あなた自身も明確と分かるような形ではないということですか。

いや、御質問の意味が今1つ分からないんですが、外務大臣に至る前の最終的な判断の権限というのはどういう御質問か、もう少し分かりやすくしていただけますか。

外務大臣の判断を求める決裁文書は、どこが作るのですか。

今回のケースにつきまして申し上げれば、これは繰り返しになりますが、北東アジア課が主管をしている行政文書の開示の件でございますので、北東アジア課が作成をいたします。

北東アジア課以外に、そこに含められる意見は、文書の性格によってはほかの課も関係することがあるということでしたけれども、一般的に存在するには大臣官房だというふうに伺ってよろしいでしょうか。

一般論を語れるわけではありませんが、主要な相談部局として大臣官房があるのは確かだと思います。

例えば、北朝鮮との交渉上不利というような問題というのが幾つかあったと思思いますけれども、ここには、北東アジア課と大臣官房以外にはどこかの部署は関係してきますか。

今、個々、一々のケースについて記憶はしておりませんが、まあ、一般論として申し上げれば、今後の国交正常化交渉、これについての関わり合いを判断する場合には、北東アジア課が属しているアジア大洋

州局、それ以外には、そうした国際約束の締結について関連をしてい
る国際法局というのはあり得るだろうと思います。

先ほど、北東アジア課での様々な判断の内容については伺ったのですけれども、例えば、今、北朝鮮上に関わる文書についてお聞きしますけれども、これについて、北東アジア課が、ある意味で、これは外交上不利だから開示しないという意見を述べたと。その意見の内容に対して、どこかがチェックするということはあるのでしょうか。

まあ、先ほど来、申し述べている。

まず、あるかないかは、答えられませんか。

一般論で申し上げることはなかなか難しいと思いますが・・・少なくとも、大臣官房と相談をいたします。

大臣官房が、北東アジア課に再考を迫ってくることもあるということですか。

理論的にあり得ると考えます。

実際的には、そういったことは今回の文書開示の中ありましたか。

今、個々具体的に記憶しているものでは・・・今、記憶が、こうぱつと思い浮かぶものはございません。

情報公開の判断をするに際して、今、一方にあった北朝鮮との例えば文書との関係だったら、北朝鮮との外交上の不利益というような問題が一方にありますけれども、そのほかの要素というのは、どういったものが斟酌されるというふうに証人は考えていますか。

まあ、情報公開に際しましては、できる限り行政文書を公開をして、国民の知る権利に資するようにしていくという大きな考え方があると承知をしておりますし、また、外交上の交渉、協議等にかかる文書ですから、これは、しかるべき手続を経て、また、しかるべき時間を経た後におきましては、歴史の1つの検証の材料にしていくという考え方、重要な考え方としてあると考えております。

私が聞きたいのは、北東アジア課にしてみれば、まあ、できるだけ文書は開示したくないというふうに思うかもしれない。しかし、そういうた開示の必要性、そういうたものを考えて、誰かがチェックするというようなシステムはあるんでしょうかということなんです。

はい。まあ、私は北東アジア課長でございますので、まず北東アジア課自身として申し上げましても、私たち、開示請求があった文書を、そもそも全て隠したいと思っているわけでは全くございません。それは、開示すべきものは開示すると。現に、今回の対象文書も、相当量を開示していると私は思っております。まあ、その上で、御質問に答えれば、情報公開を担当している部局は、先ほどから申し上げておりますように、大臣官房にございます。この部署は、当然のことながら、北朝鮮との交渉という切り口ではなくて、外務省の文書を情報公開のニーズに照らして、どう公開をするか、あるいは、その中で、できないものはできないという判断をするか、こういう観点から判断をしているということですので、それが総合的に判断をされて、結論を得ていると考えております。

しかし、実際には、北東アジア課としての判断に対して大臣官房のほうから再考を迫られたということは、それは、思い出せないということですね。

ええ、今にわかつに思い出せないと申し上げました。

例えば、時の経過、社会情勢の変化、各種事情の変化、こういうたものは、北東アジア課において、どのように考慮されていますか。

まあ、ちょっと、すみません。御質問の意味は、もう少し明確にすみません。

開示をすべきかどうかの判断に際して、まず、じゃあ、聞きました。北東アジア課は、時の情勢とか社会情勢の変化とか、各種事情が変化しているかどうか。かつての不開示だった決定に対してですね、その後、事情の変化が

あったかどうか、そういったものは、まずは考慮をすることはしているのでしょうか。

外務省全体の情報の開示、外務省が受けている情報公開請求、決定、こういうものについて北東アジア課がつまびらかにしているわけでは必ずしもございません。ただ、北東アジア課が所管し、保有する行政文書の情報公開の経緯につきましては、当然、我々は承知をしておりますので、その文脈において、おっしゃられた御質問にあった社会情勢の変化とか、そういうものがあるかないかということは、当然、我々も承知をしておりますし、加味をしているということだろうと思います。

具体的に、この日韓会談文書について、40年以上の時間が経過しているということは、どういうふうな形で北東アジア課の場合には考慮されているのでしょうか。

すみません。40年以上経てることについて、どう考えているかということですか。

どういうふうに、考慮の際に、そういった時間の経過は考慮の中に入れられているのか。

日韓の国交正常化に至る会談、これは、御指摘のありましたように、まあ、40年以上、50年近くたっているものでございます。したがいまして、例えば、現在、今週行われた交渉であれば、そのまま開示をできないような内容であっても、40年近く前の外交上のやり取りであるので、できるだけここまで開示しようと、こういうふうに考えて開示をしている、こういうことはございます。ただ、同時に、40年以上たったから全てが開示ができるのかと言えば、これは、もう、先ほど来申し上げているとおりですし、陳述書に述べさせていただいているとおりですけれども、にもかかわらず、不開示理由がある文書

というのは、どうしても今もあると。これは、韓国との間の関係でもあると思いますし、まして、るる申し上げているように、北朝鮮との関係という特殊なものがございますので、不開示にせざるを得ないものはあると、こういうことでございます。

まあ、ちょっと一般論以上には分からなかつたのですけれども、何か具体例はありますか。

まあ、具体例は、先ほど主尋問でもありましたが、例えば、竹島の問題についての文書の中で不開示にしているものがございます。このようなものにつきましては、竹島問題は現在の問題ですから、日本が竹島の問題について、こういう場合に、こういう措置を執るということになると、これを今開示することは40年以上前の話でもできないと、不適切であると考えているということがあります。

逆の具体例はありますか。

逆という意味は。

逆というのは、時の流れを考えたがゆえに、開示をしてもいいんではないかというふうな判断に至った具体例というのは。

まあ、具体例に当たるかどうか定かではございませんが、今思い付いたことで、それを率直に申し上げさせていただければ、日韓会談に臨むに際しての交渉の方針というような文書が開示文書の中にございます。これは、例えば、来週ある交渉についての対処方針、あるいは、現在やっている協定、条約の締結交渉についての方針であれば、恐らく今開示はできないだろうと思いますが、それは、40年以上前であり、65年に基本的な条約交渉が終わっているということで、40年たっているから開示しているということはあるだろうと思います。

あと、もう1つ、いろんな外交交渉等に不利益を与えるおそれ、あるいは信頼関係に不利益を与えるおそれというようなものがありますけれども、その

おそれの程度について、まあ、そのおそれの程度が大きいものと近い小さいものとがあるとは思うんですけれども、そういうしたものについて、何かそれを区別するための基準というようなものを北東アジア課では持っていますか。

一般的に、あるいは、ここでこういうふうに基準がありますとなかなか申し上げにくいところがあります。というのは、1つには、その基準を申し上げること自体が不開示の中を推測を許すということになるという面もあります。ただ、それにつきましては、そのときどき、あるいは個々の事案において、やはり、時の流れも加味し、あるいはその事案の中身も加味し、できるものは開示しようということで、まあ、やっているわけでございます。

できるものは開示しようという以上に、特に、基準的なものは持っていないということですか。

基準は、ございます。それは、文化財であれ、竹島であれ、まあ、基準と申しますか、こういう考え方、こういうものであれば、ああ、これは原則開示をしようと、こういうものであれば原則開示は難しい、なぜならば不開示理由のこれに該当するから。そういう考え方の、まあ、判断の指針はございます。

それは、個別の判断について私は今聞いているわけじゃなくてね。一般的に、そういういた指針があるんだったら聞かしてほしいんですけど。

一般的にというのは、この対象文書におけるこの北東アジア課の判断ではなくて、外務省の情報公開全体という御趣旨でしょうか。

いずれでもいいです。じゃあ、まずは、外務省全体についてお聞きしますよ。

それは、私、答える立場になく、今はお答えできません。

分からないということでしょうか。

お答えできません。

では、北東アジア課はどうですか。

北東アジア課の現在ここで係争になっている文書の関係で申し上げれば、それは、例えば、請求権にかかる文書について言えば、それはいろいろな種類のものがありますが、まあ、こういう種類のこういう部分であれば、原則開示していこうと。ただし、先ほど数値の話が出ていましたけれども、そういうものについて、こういうことであれば不開示にせざるを得ないと。それは、理由は、まあ、不開示理由でお示ししていますけれども、こういう理由だからと、そういう指針はございます。

それは、具体的な文書に関する指針ということですか。それ以上のものではない、一般的に言えるようなものではないということですか。

この今問題になっている、係争になっている、この文書、いわゆる日韓会談に関する文書、これを開示するに当たって、どういう考え方でやるかという指針という意味です。

それは、ここではお話しできないのですか。

それを、お話を個々具体的にすることは、恐らく実際の不開示部分の中身の推測を許すことになると思いますので難しいと思いますが、ただ、考え方の基本は、不開示理由に示されているようなことでござります。

それで分からぬから、ちょっと聞いているんですけども。個々具体的な文書に関するものではなくて、今回の日韓会談の文書の開示、不開示の一般的な基準、そういうものは特に立ててないということですか。

まあ、日韓会談文書が今対象になっていますと。この文書を精査をしていくと。そのときに、どういう文書であれば、基本的に開示をするかと。あるいは、どういう文書であれば、これは開示できないかと。まあ、理由は不開示理由に主としてありますが、そういう指針はある

ということを申し上げているつもりです。したがって、それは、その膨大な文書を実際に精査をし、見ていくときに、そのような、まあ、指針と申しますか、考え方、それに照らして、当然、1つ1つの文書を実際に精査していくということになるわけです。ですから、そういう考え方はあるということを申し上げています。

最後にもう1回だけ確認しますけれども、その指針について、現在、ここで説明いただることはできますか。言つていただることはできますか。できませんか。

繰り返しになりますが。

ごめんなさい。どちらか結論だけ言つていただけませんか。繰り返さなくていいですから。

それを申し上げることは、実際に不開示となっている部分を推認させることになると思いますので、そのような意味では困難であります。それでは、先ほどちょっと話の出た日朝関係についてお聞きしますけれども、証人の認識で、現在の日朝の外交問題の中で、最も重要度が高い問題は何だというふうに考えていますか。

それは、私個人の意見を求められているのかもしれませんけれども、日本と北朝鮮の間には、拉致問題、それから、核やミサイルといった安全保証の問題、こういう諸懸案がございます。どれが一番ということを申し上げることはできませんが、このような問題は、日朝間の極めて重要な懸案であると考えております。

今の話の中には、日朝間の戦後処理の問題は入っていませんでしたけれども、それは、そのように伺ってよろしいのですか。

日朝間のいわゆる不幸な過去、これをどう清算をするか、過去に起因する問題をどのような処理するか、これも重要な問題であると考えます。

北朝鮮政府との間で、現在、請求権問題は存在しているのでしょうか。存在していないのでしょうか。

北朝鮮との間の請求権問題、これにつきましては、日朝の平壤宣言の中でも触れられておりますが、そこで大きな方針は示されております。ただ、これは、日韓の経済協力請求権協定のように、法的に完全に解決をしているわけではございません。したがいまして、この問題は、今なおある問題であると考えています。

(以上 河野祐子)

今、端的にお聞きしたのは、請求権問題は残っているのか残っていないのか、存在しているのか存在していないのか、その点については簡単にお答えはできませんか。

先ほども申し上げましたが、日朝の間で請求権の問題は法的に完全に解決はされておりません。

だから存在しているということですか。存在していないということですか。

完全に解決はされていないので存在していると考えます。

それでは、今お話に出た日朝平壤宣言を示します。

甲第124号証を示す

これは、まずどのような性格の文書だというふうに考えたらいいですか。

日朝平壤宣言は、それぞれの国の首脳が署名をした大変に重要な政治的文書であると考えております。

先ほどは法的には日朝間の請求権問題は解決していないというふうにおっしゃいましたけれども、それとの関係では、法的な意味でこの文書はどういうふうな文書だというふうに考えたらいいでしょうか。

日朝平壤宣言は、いわゆる国際約束ではなく政治的に重要なそれぞれの首脳の約束した文書であるというふうに考えています。

ちょっとよく分からなかったんですけども、国際的な約束ではないけれど

も、政治的には首脳が約束した文書。

はい。

ちょっと私には理解できないんすけれども。

それは、今、国際約束と申し上げましたのは、例えば国会で承認する条約などあります。他にも類型はありますけれども、そのような法的にそれぞれの国の権利義務を拘束する、権利義務関係を規定する、そういう文章ではない。けれども双方の首脳が署名をした政治的な首脳の約束を記した重要な文書である。このように申し上げている次第でございます。

かつて1972年に日中共同宣言というのがあったのは御存じですよね。

日中共同声明だろうと思います。

あれとこの文書を比較すると、法的な意味では同じものですか。それとも違うものですか。

日中共同声明、今、目の前にございませんが、先ほど私が申し上げたような意味において言えば同種の文書だろうと思います。

例えば日中共同声明の中には、中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言するというような条項があったのですけれども、そのような記憶はありますか。

私は北東アジア課長でございますので、日中共同声明について正確に記憶しているわけではありません。そういう立場にもございません。

今述べたのと似たような文章がその日朝平壤宣言の中には存在しますか。

もう1度、日中の共同声明の部分をおっしゃっていただけますでしょうか。

日本国に対する戦争賠償の請求を放棄するということです。

平壤宣言におきましては、少々お待ちください。ちょっと読みます。

先ほど日中共同声明では賠償ということをおっしゃられたと今、思い

ますが、そのような文はないと思います。

じゃ、今、言った日中協同声明とは全く性格の違う文書だということですか。その賠償請求に関しては。

私は北東アジア課長ですが、日中共同声明についてそれを申し述べる立場にはございませんので、平壤宣言と日中共同声明の比較、これを今ここで正確に申し上げられるわけではございません。

ではその日朝平壤宣言の中に、「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、」というふうに記載されているのは分かりますね。

はい、分かります。

それは請求権をお互いに放棄しあうということとは違いますか。

はい。そのような考え方を述べたものであると思います。

この日朝平壤宣言、これについては現在において効力を失っているというふうな考え方方はしていますか。

法的に申し上げれば私の理解では日朝平壤宣言は、その政治的な重要な文書でございますので、これが効力を持っている、持っていないという議論は必ずしも適切ではないと思いますが、これが今もいわゆる生きているかという意味で御質問があつたとすれば今も生きている重要な文書であると思います。

先ほど、この宣言は政治的な首脳同士の約束だというふうにおっしゃいましたけれども、その約束はまだ生きているというふうに伺ってよろしいですか。

はい。

これを行った後、北朝鮮政府から何か具体的な賠償請求というのはありましたか。

私が記憶している限り、ないと考えます。

あるいは経済協力、そこで抱えていること、これは具体的に協議していくということですけれども、それに対して具体的な金額の請求などが北朝鮮政府からなされたことはありますか。

私の記憶では、北朝鮮側がこの不幸な過去の清算ということを言っていることはよくあります。で、北朝鮮側が不幸な過去の清算と言うときに、その中には、日朝平壤宣言で記載をされている、将来、日本がするというふうにここで言っている経済協力、これをも念頭に置いて、これだけではないと思いますが、これをも念頭に置いて言っているというふうに私は理解しております。

端的に答えてほしいんですけども、具体的な金額を示した経済協力の要請とか請求とか、そういうものはこの宣言の以降ありましたか。

私が承知している限りはございません。

今後、北朝鮮がこの共同宣言を破棄して、あるいは無効だというふうに主張して何か賠償請求をしてくるという可能性、そういうものを証人は現実に存在するというふうに考えていますか。

北朝鮮側は常日頃、ここにあります不幸な過去を清算するということが日本側の極めて重要なやるべきことであるということはいろいろな形で言っておりますが、この日朝平壤宣言を将来、彼らがどうするかということについて私が今ここで申し述べることはできません。

分からないということですか。

申し上げられません。

ちなみにその経済協力、そこに書いてあることの規模なんですけれども、その規模について何か証人は具体的なイメージはありますか。

日朝平壤宣言におきましては、国交正常化交渉において経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議するというふうに記載されております。現時点では私はその規模につきまして具体的な考えはございません。

過去に日本政府の政治家などが北朝鮮政府に具体的な金額を明示したとか、
そういうことについて何か知識はありますか。

ありません。

甲第147号証を示す

1990年、80億ドルを金丸元総理が当時の金日成主席に述べたというこ
とについては記憶がありますか。

ございません。

ちなみに日韓会談の当時に、当時は1961年にパク・チョンヒ氏がクーデ
ターで政権を握った後ですけれども、韓国側からどのぐらいの請求がなされ
ていたかということは記憶がありますか。

さまざまな形であったと考えますが、今、金額を正確に覚えているわ
けではございません。

時々の変動はあったものの、5億ドルから8億ドルというような数字はその
記憶とは違いますか。

それは分かりません。

最終的に日韓請求権協定では無償供与を3億ドル、有償供与を2億ドルとい
う形で決着しているわけですね。

はい。

これは見解を聞くようであれですけれども、当時、そういう5億ドルとか
8億ドルというレベルで話されていた交渉、具体的な金額も積み上げて。そ
のときの交渉内容が今、今後の日朝間の経済協力の金額を話し合うに当たつ
て、どの程度、影響があると考えていますか。

日朝の間の国交正常化交渉、これが今後、行われるに際しましては、
この経済協力をどのような規模で、またどのような形で行うか。ここ
の日朝平壤宣言には具体的な規模と内容という言葉で書かれておりま
すけれども、これは非常に重要な交渉の対象事項、議題であろうと考

えます。今、金額について、書物のものも含めてお示しがありました
が、どうなるか、今、予断はできませんが、いずれにせよ、この問題
は非常に大きな交渉の課題であると思っています。北朝鮮が日本との
国交正常化交渉に臨むに際しては、当然のことながらその隣の韓国と
の間でどういう交渉をし、どういう方針で日本が臨んだか。そして、
どういう経緯で最終的に経済協力請求権協定のような形で決着をした
か。こういうことには多大な关心を持って、またそれに関連する情報
収集をするということは間違いないと思います。したがいまして、日
韓会談におけるやり取り、これはこれから日朝の交渉に大きな影響
を与えると私は思っております。

先ほどから繰り返されている一般の以上のごとがちょっとよく分からないん
ですけれども、もう既に首脳間の約束で、賠償ではなくて経済協力保持でや
るというふうに約束がなされている。なおかつ、当時、韓国政府との間で積
み上げられていた金額も、せいぜいが5億ドルから8億ドル程度だというよ
うなものが現在の日朝間の今後の経済協力の金額決定にそれほどの影響を
与えるものなんでしょうか。

日朝平壤宣言は経済協力の規模内容、あるいはこの財産請求権の内容
等々を最終的に全てきれいに片付けているわけではありません。これを土台としてこれから正常化交渉の中で、相当、具体的なやり取りを
やっていく必要があることは間違ひありません。そのときに私が今まで北朝鮮と交渉してきた経験からしても、日韓あるいは日本のいろいろな形で出ている情報、文書、こういうものを参考に北朝鮮は臨んでくるのは間違いないと思います。またこれからの交渉はもうほとんど
必要ないと。平壤宣言とこの書物で全部決まっているではないかとい
うことは全くないと私は思います。

甲第122号証を示す

いわゆる村山談話。これは証人が担当している北東アジア、東アジアの外交政策の中に、どの程度の比重を持っているものなんでしょうか。

重要な談話だと考えます。

この談話で言われていることというのは、例えば情報公開の判断をするに当たっては、参照しているようなことはありますか。

情報公開の判断と村山談話の関係というのよく分かりません。御趣旨が分かりません。

ということは、実際にはこの村山談話を情報公開の際に考慮するとか、そういったことはないということですね。

村山談話を考慮して情報公開の開示、不開示を決定するという関係はないのではないかと思います。

その談話の中に、いろいろあるわけですけれども、日本が過去に行った植民地支配等、そういうしたものに対して世界平和を今後、築いていきたいと。そのため近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援するというような一説があるのですけれども、それはこの情報公開の問題とは関係はないと思いますか。

いただいたものを読んでもよろしいでしょうか。

具体的なところをお示しします。1ページの中程から「政府は、この考えにとづき、」から始まるところですね。

はい。

ここに書いてある歴史研究を支援する。これは、手持ちの情報をきちんと公開していくと、そういう意味には考えていませんか。

情報公開は情報公開で適切に対処しております。また村山談話における歴史研究支援、これはこれで政府として行ったものと承知しています。

そうすると、相互の間には特に関連性はないというふうに考えているという

ことですか。

ここで歴史研究を支援すると書いてあるということを理由にして特定の文書の開示、不開示を判断するということはしておりません。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（齋藤）

かなり総合的なものでお聞きしておりますので簡単にお聞きしますけれども、まず、陳述書に沿ってお聞きいたしますけども、7ページから9ページにかけて、文化財の目録について書かれているところがあると思いますけども、その中でポイントだけ読み上げますと、目録について、「具体的な品名等まで明らかになれば、北朝鮮が、該当する品目について一方的かつ恣意的に強硬な引渡しや代償請求をすることが十分に考えられます。」というふうにお書きになっておられます。そこで、既に若干、聞いたところでありますけれども、日本政府として北朝鮮側が文化財の引渡しや代償請求をすることについて、それがあった場合、どのような正当な根拠があつてされるというふうな認識ですか。

今の御質問は。

北朝鮮側には文化財の引渡しや代償請求をする正当な法的根拠はあるというふうに認識されていますか。

北朝鮮との間ではまだ国交正常化交渉自体がされておりません。したがいまして、そのような意味において、いわゆる戦後処理自体がまだされておりません。したがって、この文化財の問題も含めてそのような問題はこれから的问题であるというふうに考えております。

そうしますと、現在の段階というか、一方的かつ恣意的にというのはちょっとおいておきますが、北朝鮮側が引渡しや代償請求することは十分、考えられますけど、現在のところはそういう正当な根拠に基づいて考えられていることなんですか。現在においてもそういうふうにお考えになっているということですか。

北朝鮮側との間では、文化財の問題は先ほどの平壤宣言におきましても、国交正常化交渉の過程で協議をするということが記載されております。したがいまして、そこでどのような交渉を行うか。北朝鮮はどうのような主張を行うかということだと思いますが、今の時点でその主張、具体的な要求もありませんので、それについて、今、それが正当かどうかということを私はここで述べることは適切ではないと考えます。

先ほど証人は、今後の日朝交渉を考えると、日本がどのような文化財をどのような形で引渡しを検討していたかについての資料は重要な資料であると。例えばその文化財の来歴等を開示することになると、それによって選別基準等も推測される手掛かりとなり、北朝鮮側が自ら調査したものと比較して物の特定もできるかも分からぬというふうにおっしゃっていましたが、それとの関係でお伺いしますと、そもそも文化財の返還についてはそれを拒む正当な根拠があれば返還を拒否する。日本側に返還を拒む正当な理由がなければ、最終的には日本側は返還したり寄贈したりするという基本方針が、今、日本の立場ではないでしょうか。相手がどう言おうと。

日朝の文化財の問題は、過去の日朝の協議でも取り上げられたことはありますけれども、今のような方針で日本政府として臨んでいいるとは承知しておりません。

それでは日本政府の方針はどんなものですか。

先ほども申し上げましたが、この問題は取り上げられたことがござります。ただ、これの具体的な話は国交正常化交渉の中で協議をするということになっておりまして、今、十分な協議はまだ行われておりません。国交正常化交渉自体がここしばらく何年も行われていない状況にございます。したがいまして、今、この日朝の交渉の基本方針は何なのかと問われて、それについてこういう方針ですということを申し

上げるのは難しいということでございます。

乙A第307号証を示す

最終ページのマスキングしてあるところです。陳述書の16ページの3の(1), 通し番号1-165, 乙A第307号証の不開示部分には、「将来の北朝鮮との国交正常化交渉を直接見越した, 財産・請求権問題の処理方法に関する我が国の主張の意図, 戰略を要約したもの, これを踏まえて北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されており, 」というふうにお書きになってるんですね。それで中身の話をするわけにいきませんので中身の話じゃなくて, そこは1行が大体27文字あって, 隠れているところが4行ぐらいなんですね。全部で100字強だと思うんですが, 証人は全部そのものを御覧になっていると思いますが, それぐらい書かれているということでおろしいですか。それぐらいの文字だということで。

分量からすれば恐らくそれぐらいであろうと思います。

じゃ, そこに我が国の主張の意図, 戰略を書いてあるのは何文字あるでしょうか。

今, 不開示部分がここで分かりませんので, それは申し上げられません。

とにかく, 先ほど私が申し上げたこれだけのことがその百数文字の中に書かれているという御認識というか, もう御確認という。

陳述書にあるとおりでございますが, それは分量の問題ではなくて, 何が書かれているかということを陳述書で申し上げたとおりでございます。

次に不開示事由2の点について伺います。陳述書の19ページから20ページ, 先ほど, 主尋問で証人がお答えになりましたけれども, 過去の日本政府高官の韓国に対する侮辱的というかそういう発言についての箇所ですけども,

陳述書の最初のところで、村山当時の総理が平成7年当時に、過去の韓国併合条約についての発言をしたことで韓国側がそれに敏感に反応したというか、そういうくだりがあるんですけども、今現在、当時の村山発言について韓国で問題になっていることはありますか。

今、御指摘のありました平成7年の村山総理の発言について特に今、韓国で話題になっているということは承知しておりません。

不開示の箇所にもありますが、日韓会談当時の政府高官の発言によって、例えれば21世紀になって韓国政府が日本政府に抗議などをした申入れの例がありましたら教えてくださいとおもいますが。

日韓会談当時の政府高官の発言、これは外交上のいろいろなやり取り、あるいは韓国におけるメディア、あるいは言論有識者、こういう人たちが書く文章においては今もよく取り上げられています。いわゆる久保田発言などは代表例だと思います。そのようなことは今も頻繁にございます。

それでは、今回、不開示になっている、例えば鈴木入管局長の発言とかは問題になったことはありますか。

開示しておりません。

何らかの報道、韓国からの申入れとかで、そういう形で、開示はしてないですが、そういうことが韓国との関係で問題になったことはありますか。

私も担当課長とはいえ、過去の約50年の日韓のやり取りの全てを承知しているわけではありませんし、韓国における報道の全てを承知しているわけではありませんが、そういうことがないように慎重に対処をしてきているわけです。したがいまして、この部分を不開示にさせていただいているのもそういう理由でございますので、私が承知する限り、その部分が問題になったということは記憶にはございません。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（東澤）

昨年の6月以降、何か日韓会談当時の政府高官の発言について、韓国政府から日本政府に対して抗議や申入れがあったようなことはありましたか。

昨年の6月以降で日韓会談当時の政府高官の発言について抗議をされたという記憶はありません。

それでは同じような日韓会談当時の日本政府の発言で、何かメディアが取り上げたとかいうようなことについてのあなたの知っている限りでそういう情報はありますか。

メディアかどうか分かりませんが、いわゆる久保田発言は頻繁に言及をされております。

それはどういうふうな文脈だったか覚えてていますか。

記憶しておりません。

いずれにしても政府からの申入れは何もなかったということですね。

少なくともその当時の会談の発言について抗議をされたという記憶はありません。

甲第165号証を示す

こちらのほうで、昨年のこれは2013年6月13日付けの新聞記事ですけれども、久保田発言がまた新しく開示文書の中で明らかになった。その中は韓国人を、強き者には屈し、弱き者には横暴と評していたというような内容を持ったものなんです。まずこのことについては記憶ありますか。

記憶ありますが、一言一句は覚えておりません。

これに関連して、韓国政府から何か具体的な抗議はなかったわけですね。

抗議があったとは記憶しておりません。

じゃ、この記事について何か韓国のメディアの中で問題となった、あるいはそれによって更に反日感情が高まったとか、そういう事例は記憶ありますか。

情報公開で開示をした部分についてはいろいろなところで話題にはな

っております。

一般論ではなくてこれについて。

これといいますか、このときの開示した文章、追加開示をしました文章、これにつきましてもいろいろな場所で話題にはなっているかと思いました。

話題になったという程度ですね。

話題になっております。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（齋藤）

日韓日中をちょっと離れて、ロシアとかその他の諸国についても不開示になっている部分がありますので少しお尋ねしますけども、まず陳述書の27ページから28ページ辺りにロシア、ポルトガル等との関係で、交渉上、不利益が生じたり、信頼関係を損なう可能性のあるものというところがありまして、ロシアとの関係では、北方領土問題との関係で、「当時の日本政府の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容ばかりでなく、現在の交渉の論点の重要な部分に関する内容も含まれています。そのため、これが開示された場合、北方領土問題に関する現在の交渉において、ロシア側が、過去において我が国がいかなる交渉上の論点を検討していたかを知り、」うんぬんというくだりがあります。ロシアについて、北方領土問題に関する日本の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容というのはどういう意味でしょうか。

北方領土問題は言うまでもなく、日本とロシアの間の未解決の領土問題でございまして、現在もこの問題を巡る交渉というものが行われている、あるいは行われようとしているわけでございます。したがいまして、ここで申し上げている内容をお尋ねになられましても、これを具体的にお答えすることは、正に該当部分を開示するというのと等しいことになりますので、今ここで御説明はできかねます。

内容に至らないところでお答えいただくのは可能であると思いますが、交渉

方針そのものは記載されて、交渉の内容は構いません。交渉方針そのものは記載されていないということでしょうか。

不開示部分が目の前にございませんので、そこまで具体的にその部分にこういうことが書いてあるということを今ここで申し上げることは困難でございます。

もう1点、先ほどの部分に論点の重要な部分ということもあるんですけども、それはどういう意味でしょうか。

論点の重要な部分といいますのは、日露間の北方領土を巡る交渉、ここにおきましては様々な課題について議論がされているわけですが、その中で、今後の交渉の行方に影響があり得る重要な論点という趣旨でございます。

それは現在の政府全体の北方領土政策の重要ポイントではないんでしょうか。

それを申し上げることは開示部分についての推察を許すことになりますので、お答えはできかねますので御理解いただければと思います。

概略的にも、国会とかそういうところで明らかにしたものではないんでしょうか。

私は北東アジア課長でございまして、もちろんその北東アジア課書簡の文書の情報公開ということで決定をするという意味で責任者でございますが、同時に北方領土交渉というものについての直接の責任者はございませんので、それについて今まで国会で明らかになっているようなポイントなのかどうかということについて、今ここでお答えすることはできません。

では、ここの不開示をするかどうかを最終的に決定したのは誰ですか。

最初の総論で御質問があったかと思いますが、いろいろな部署で協議をし、総合的に、最終的には外務大臣の判断で決定をしていると承知しています。

そうするとこの部分は、私はよく分かりませんが、ロシアを所管している担当局、あるいは担当課との協議というか、合議というところもあったというふうにお聞きしてよろしいんですか。

当然協議してございます。

北方担当大臣との間でも協議はされましたか。

承知していません。

したかどうかは証人には分からぬということですか。

今記憶にありません。

同じところにポルトガルとの関係が出ているんですけども、そこには「我が国政府とポルトガル政府との間で戦後補償をめぐる問題が再燃しかねない」という認識を示されているんですが、ポルトガル政府から、ポルトガル政府との国交回復を、戦後補償との関係で賠償請求はあったんでしょうか。

重ねてですが、私は北東アジア課長でございますので、当該北東アジア課の文書の開示に当たりまして、当然、ポルトガルを所管している部局と相談をしてございます。協議をしてございます。その結果、総合的にこのような一部不開示という決定をさせていただいておりますが、そのポルトガルとの間の外交的な関係、その中で今、御質問のありましたような、過去にこういうことがあったのかなかつたのか、これについてつまびらかにしているわけではございませんし、私はここでお答えすることは適切ではないと考えます。

そういうところも踏まえてポルトガル担当課の考え方がありますよね。そこからこういう話、賠償請求があつたかなかつたか。あつたからどう、なかつたからどう。だからここは不開示にしよう、開示にしようというような議論はあつたんでしょうか。

個々いちいちを全部、記憶しているわけではありませんが、ポルトガルならポルトガルの部分につきまして、ポルトガルを担当している部

署と協議を致します。その過程において、北東アジア課では知見がなにぶんないもんですから、ポルトガルとの関係を所管している課がその不開示部分を見た上で、これを現在の日本とポルトガルとの関係、あるいはポルトガルを取り巻く環境ということから判断して、どうしてもこれは不開示にせざるを得ないものなのかどうかということを判断し、我々、その意見を尊重しながら、最終的には外務大臣の責任で決定をしているということでございます。したがいまして御質問に戻れば、そのような形でポルトガルを担当している部局の意見を尊重しながら不開示の決定、あるいは逆に開示の決定、これは指摘しているわけでございます。

竹島問題とのところ、不開示事由 3 のところで 1 点だけお聞きしますけれども、陳述書の 39 ページから 49 ページのところで、先ほども主尋問のところで訴えがあったところなんですが、この乙 A 第 51 号証の文書になるんですが、そこで不開示にされたところで、「日本があえて一歩下がった内容の発言をしたもののが記載されています。」と。「これは、非公開を前提とした忌憚のない意見交換の場面において、」うんぬんというところがあります。先ほど主尋問のときに明確にされていなかったかも分からぬのでお聞きしますが、「非公開を前提とした」というところで、韓国政府との間に非公開約束というようなものは存在したんでしょうか。しないんでしょうか。

1965 年に至る過程の十数年にわたる交渉の中で、非公開を前提とするかどうかについて、どの程度、どのような頻度で確認をしていたか、していなかつたか。これを私はいちいちつまびらかにするわけではありませんが、一般論として申し上げればこのような正常化の交渉、極めて重要な 2 国間の基本的な国と国との関係にかかる交渉、しかも更に言えば日韓という非常に難しい交渉、日韓の間の非常に難しい戦後処理の交渉においてはこれは非公開で行うということは双方が一

致していたものと考えます。

何でも竹島問題に限らなくて構いませんが、文書として韓国との間で、日韓会談に関わる文書で、非公開の約束をして何かあった場合に、明確な文書のようなもので非公開約束したものは何かありますか。

一般論として日韓会談のような重要な交渉、これについて非公開で行うというのが非常に当然の一般的な慣行であると思います。むしろ公開をする部分があるとすれば、その部分についてはここは公開しようということをお互いに相談をして明らかにすると、合意をするということが通常のプラクティスだろうと思います。通常のやり方だろ

うと思います。

公開文書について何か文書で決めたようなものはありませんか。

私の記憶にはございません。

そうすると、文書のようなもので非公開あるいは公開、いずれでも構いませんが、そういうものは事実として存在しないということでよろしいですか。

御記憶の範囲内でということで構いません。

存在するかしないかについて断定的に申し上げることは難しいですが、先ほども申し上げましたように、外交交渉、しかもこのような国と国との基本的な関係を規定する極めて重要、かつ難しい交渉について、それを公開を前提として交渉するということはおよそあり得ないわけで、仮に公開をする部分があればそれについて文書で了解することはあるかもしれません、私の外務省における経験からしても、このような交渉についていちいち文書でこれを公開するというような約束をして交渉するということはないと考えます。

では40年後、60年後、あるいは永久に非公開にしましょうという約束をしているんですか。その時点ではそうかもしれません、それが40年後、60年後、あるいは永久にも公開しないんだ。あるいはどの時点から公開す

るんだというような約束をしているかしていないか、そういうところ、それはどうですか。

日韓会談の当時、そのような約束があったかどうかは先ほども申し上げましたように、私は承知しておりませんが、逆に言えば日韓会談があつた50年代から60年代の時代に、将来、四、五十年後にこのような情報公開を巡る社会的な、逆に申し上げれば社会的な通念がこのような状況になっているというふうに50年代、60年代に考えていたかと言えば、それは恐らくそうではないだろうと思いますが、ただこれは飽くまで私の個人的な推察でございます。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（東澤）

非公開にすることが当然のプラクティスだったというふうな証言だったんですけども、今回、これは開示文書の開示判断をするかどうかに際して、その当時にそれぞれの文書について、それぞれの開示部分について不開示とするという約束があつたかどうか、そういういた調査は特にしませんね。

記憶にありません。

（以上酒井真由美）

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（張）

乙第A第527号証を示す

証人の陳述書の12ページの部分を示します。韓国側が作成した目録として、通し番号1-13と1-111の文書が同一内容の目録でありと書いてあるんですが、これは、国側の準備書面で、「河合文庫中官府記録目録」というふうに題する目録だというふうにあるんですけれども、それは間違いないですか。

ここにありますとおり、韓国側が河合文庫の中にあるものと主張していると承知しています。

その題名は、河合文庫中官府記録目録という題名かどうかは証人は御認識さ

れていますか。

そのような題名だったと考えます。

証人は、その目録を見たことはございますか。

私は、不開示部分、開示部分については目を通しております。

証人の陳述書の中に、この目録について外務省の職員が韓国で公開されている同一内容の目録がないかを探したというふうにありますけれども、この探した目的は何ですか。

開示文書、開示、不開示、これを決定するに当たりまして、様々な要素を勘案をいたします。その中では、今ご指摘がありましたが、韓国側において全く同一の文書が開示をされているかどうかということについて我々が承知をするということも、当然、重要な判断材料と考えます。したがいまして、ここにありますように、まあ、しかも、これはウェブサイト、東亜日報という韓国の新聞のウェブサイトですので、韓国語を解する職員が調査をしたと、こういうことでございます。

先ほど、証人は、追加開示の理由を述べられたときに、一審の判決で同一の内容が他で公開されているというふうに指摘のあったもの、これについては改めて精査をして、今回までに追加開示するに至ったというふうに証言されたんですけども、その内容は間違いないですか。

先ほど申し上げたことに間違いはございません。

そうすると、同一内容の情報がほかに出ているかどうかが確認できれば、外務省としては、それは公開する方針で扱うということですか。

外務省の一般的な情報公開の方針を私は申し上げる立場にありません。

今回のその開示、不開示、係争となっている文書、これについて申し上げますれば、日韓会談の記録のいろいろな資料の中で、韓国で開示されているそのものが、同じようなものではなくて、全く同じものがそのまま開示されているというものがあれば、当然、そのことは加味

した上で開示、不開示の決定をする必要があると、こういう考え方で事務処理をしたということでございます。

では、その通し番号1-13の文書と同内容、ないし同質と認める情報ですが、これは韓国側の日韓会談に関する公開文書だけに限定して照合を行ったんですか。

1-13、1-111というのは目の前にあるわけではないので、番号だけを御指摘をされてにわかに分かるわけではありませんが、基本的には、日韓会談ということでやっております。すなわち、なぜかと言えば、それは。

日韓会談だけで結構です。続きの質問ありますので。では、日本側で公開されている文書の中で、この河合文庫中官府記録目録の中にある同じ題名の文書があるかどうか、そういうものを照合されたということはありますか。

基本的には、先ほど申し上げましたように、膨大な文書、膨大な経緯の文書、これを限られた時間、それから人数の中で我々精査をしていくわけでございます。そのときに、まずは、当然ですけれども、まず、その文書が何なのかというところから始まって、それが、どのような意味を我々にとって、これから外交交渉にとって持つか、それがどういうふうに影響を与えるかということを判断するわけです。

遮るようで申し訳ないんですが、日本の文書の中で、この河合文庫中官府記録目録と照合したことがあるかどうかというのを証人の記憶で述べてください。

ええ、それを正に申し上げようと思ったんですが。

したかしないかを、イエス・ノーで答えてください。

裁 判 長

大変申し訳ないんですが、代理人も持ち時間が残り少ないので、結論をまずおっしゃってください。

記憶しておりません。

被控訴人（附帯控訴人）ら代理人（張）

乙C第258号証を抜粋した参考資料1（本調書の末尾に添付）示す

最初の1枚目というのは、これは、乙C第258号証の中にある文書ということで標題だけですけれども、その次のページ（乙C第258号証中の通し丁数-81-のページに相当する。）を見ていただけますでしょうか。右側に6というところの中に、ここに、「針谷主査より先般韓国側から提出を受けた『河合文庫中官府記録目録』に記載されているものは」というふうに続きがあります。今の1-13と1-111というのが、この「河合文庫中官府記録目録」という目録なんですけれども、ここに、李委員が、その中段辺りですけれども、「たとえば同目録中の4. 謄録とは官庁の記録であり、同3. の上下冊とはお上と民間の行き来を示した記録である。」というふうに書いてあるんですが、これは、官府記録中目録の中の文書の題名などを指摘しているものだと思われます。このような文書があるかどうかというふうに証人にお聞きしても、ないと、答えられないというふうにお答えされると思いまので、次の資料を見ていただけますでしょうか。これは、文書の380。

甲第159号証を抜粋した参考資料2（本調書の末尾に添付）を示す

その中の河合文庫に関する目録になりますけれども、その左の下のところにページ数が書いてあるんですが、91ページから始まりまして、92、それから、93のところ。一応、私が分かりやすいように線は引いてあります。「上下冊」、「謄録」、次のページ、やはり、94、「上下冊」「謄録」「謄録」と、またその次のページにも「上下冊」「謄録」というようなものがたくさんあります。これは河合文庫の目録ということになるんですが、私がここで聞きたいのは、ここで不開示になっている河合文庫中官府記録目録という中で出てくる文書とここにある文書とが、同一の題名のものがあるかどうかというのを、それを照合されたことがありますか、ありませんかをイ

エス・ノーで答えてください。

・・・・・。

記憶になければ、記憶にないで結構です。

・・・・・。

証人がお答えないようすで、次の質問に行かしていただきます。

乙C第111号証を抜粋した参考資料3（本調書の末尾に添付）示す

寺内文庫に関するもので、そこで不開示情報があります。6ページの最後のところに「衛夫人七書というのが目録にいう」ということで不開示になっている情報があります。これ、いまだ不開示になっているんですが、衛夫人七書というのが、これが七書大全と書くものと同じものだというのは、証人は認識されていますか。

これが同じかどうかは承知していません。

衛夫人七書というのが七書大全の7部50冊と同じものというのはほかの情報を見れば明らかなんですけれども、こここの不開示の部分についてですが、こここの不開示の部分は、証人の陳述書の中では、「寺内正毅朝鮮総督の相続人が七書大全と呼び、格別の関心を持ち、山口県立女子短期大学図書館に寄贈後に返還要求していた7種類の文書（不開示部分①）」というのは今この黒塗りのところです。「を含む寺内文庫の元所蔵書籍の具体的な名称、数量、概要、特徴、作成時期、作成者、写本・拓本の別等、寺内文庫に所蔵された経緯等」と書かれているんですが、この内容、間違いないですか。

陳述書で書いていることはそのとおりでございます。

では、この黒塗りの部分、せいぜい何行ぐらいでしょうか、8行か7行ぐらいしかないと思いますが、この中に、具体的な名称、数量以外に、特徴、作成時期、写本・拓本などの別、そういういった具体的な情報が記載されていますかというふうに聞くと、証人はお答えできないというふうに答えられると思いますので、そういういた情報が含まれないというふうに思うんですが、証人、

どうですか。

含まれないと思うけれども、どうか、とのお尋ねに答えるのは、なかなか難しいんですが。

では、質問を変えます。最後に1つだけ私が指摘したいのは、先ほど、同じものがあれば、外務省としては公開される姿勢だというの非常に褒められるべきことだと思いますので、それは非常に感心するところなんですが、もうちょっと突っ込んで精査していただきたいということで1つだけ。七書大全というのは、こちら側の出した甲第161号証というものがあるんですけれども、それは指摘しませんが、そこで七書体全というのは、7種類の文書の具体的な名称及び数量については、詩伝10冊、周易14冊、書伝10冊、大学1冊、中庸1冊、孟子7冊、論語7冊、計50冊というのは一般に知られている情報として、この情報が一般に知られているということは、証人は認識されていますか。

・・・・・。

初めて聞いたことですか。

この七書大全というものについて聞いたことは当然ございます。ただ、その一言一句を記憶しているわけではございません。

七書大全の内容というものについては御存じじゃないということですか。

私、専門家ではございませんので、必ずしも、そのような意味で、七書大全というのがどういうものかと、どういう経緯でどういうものがどこにどうあるのかということを承知しているわけではございません。

裁 判 官 (針塚)

海底電線の件なんですが、陳述書の17、18ページの辺りに。

乙A第78号証を示す

20ページ、そのマスキングの部分について、海底電線の権利関係について、北朝鮮との関係でも問題が生じ得ることをうかがわせる記載であるという説

明が陳述書ではされているわけですが、これは、もう少し具体的に説明することができないのかということで、その記載というのは、海底電線の範囲に関わる記載という意味かどうかという限度ではお答えできるんでしょうか。

お答えしたいんですけど、ちょっと不開示部分で、すみません。そこまで記憶しておりません。

裁判長

開示、不開示の基準という質問のお答えの中で、こういうものであれば開示するという判断指針はあるというふうにお答えになりましたね。

(うなずく)

その点に関してです。基本的な考え方は、不開示理由として、この事件で国側が主張立証している不開示理由1から8までを指すんだと思いますが、そこに示されていると、こういうふうにお答えになりましたね。

はい。

この判断指針についてですが、これは、情報開示請求がされた都度、担当部署で検討されて、開示、不開示の決定がされたと、そういう先例がベースになっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

ほかの部署のほかのケースで、どのように、例えば指針、今、御指摘のありました指針を作っているかどうか、それは。

もう1回質問し直します。それでは、北東アジア課で、情報開示請求を受けた都度検討して、開示、不開示を決定した先例があり、その先例がベースになって、こういう判断指針が作られたというふうに理解してよろしいですか。

はい、基本的にはそのとおりでございます。ただ、そのときに、当然、その時々の情勢を加味しながら作成しております。

その判断をするに当たっては、具体的な開示請求の対象文書に記録されている情報を検討して、その情報との関係で、その判断指針に照らしながら、開

示、不開示を決定しているというふうに理解してよろしいですか。

そのとおりです。

(以上 河野祐子)

東京高等裁判所第8民事部

裁判所速記官 酒井真由美

裁判所速記官 河野祐子

外交

アカル

極秘
まで

参考資料 1

以下原本のとおり

日韓予備交渉文化財関係第1回
会合における針谷主査の発言要
旨

昭38. 2. / /
北東 アジア課

1. 本日ここに日韓予備交渉文化財関係第1回会合を開くに至つたことは喜ばしい。本会合における率直な話合いを通じて日韓双方にとって受け入れることのできる文化財問題解決の途を見出すことに努力したいと思う。
2. 文化財問題に関する具体的な話合いに入る前に、従来からこの問題について述べている日本側の基本的な考え方をここで重ねて明らかにしておきたい。
 - (1) 日本側としては文化財をその出土国に返還しなくてはならないという国際法上の原

4. 河合文庫蔵書について次の如き発言が行なわれた。

(1) 針谷主査より先般韓国側から提出を受けた「河合文庫中官府記録目録」に記載されているものは官府記録ではなく私文書というべきものを多く含むということを聞いたがどうかとたずねたのに対し、李委員は「自分としては現物は見ていないが目録を見ており、一般にこういうものは役所で持っている官庁記録である。たとえば同目録中の外賸録とは官庁の記録であり、同3の上下冊とはお上と民間の行き来を示した記録である。自分はかつて活字印刷にして出された河合文庫の目録を持つている。」と答えた。

(2) さらに李委員は河合文庫に入っているものの全部が江華島の史庫から出たとは考えないが、河合氏が江華島史庫をあけさせたという記録を見たことがあり、このような官

参考資料 21

韓国國宝古書籍目録（第一次分）

(注) 「昭和二十八年十月十五日第三回請求権委員会の際韓国側より受領したものの複製」

外務省アジア局北東アジア課



河合文庫（京都大學圖書館保管）韓國本

佛說阿彌陀經要解

字本

不分卷

暗行御史駅卒從案

乾隆一九年字

不分卷

暗行御史錄

字本

二卷二冊

遺稿

稿

申錫福撰
字本

崔希亮撰
憲宗十二年刊

五卷詩稿一卷六冊

二卷

韋史文稿

李恒撰
肅宗二十五年刊

一卷

一卷續錄一卷

不分卷

慰諭使膳錄

字本

一卷

飲水錄

字本

一卷

泛齋集

趙持謙撰
刊本十一卷附錄一卷

四冊

行

書

右先鋒日記

字本
刊本

雲谷叢書

李續金撰
字本

歐陽職方說
玄洲漫錄

雲川文集

金澤撰
光武三年重刊
五卷

附錄二卷

永順太氏族譜

太斗南撰
刊本

崇川郡各單保戶布節目

字本
(原本)

不分卷

盈德郡查案

字本

不分卷

漁尾編

字本

不分卷

萸廟朝記事

不分卷二冊
(全三冊中第三冊次)

燕叢集

林趾源撰
金澤崇校
刊本
光武四年序

活字版
六卷
三冊

燕叢集統集

林趾源撰
刊本

八卷四冊

四卷四冊

一卷

一卷

四冊

一卷

三冊

二冊

燕薦紀略

字本

四卷三冊(但券三只)

燕行錄(稼齋說叢)

金島業編字本

六卷五冊(外續
燕叢)

豫曹龜鑑

李震興編襄宗九年刊

三卷二冊

筵中講稿

字本

於子野譚

柳夢寅撰字本

三卷三冊(省略本)

乙亥六月日補用所上下冊

字本(原本)

不分卷

乙巳十月日僉單所傳掌賸錄

" " "

乙巳錄

明宗元年字

乙丑正月日外人收執冊

字本(原本)

同各項賞典

" " "

同各項禮捧案

" " "

同各處標房冊

" " "

乙丑正月田軍井閣冊

字本

(原本)

不分卷

元接用冊

護喪所上用冊

護喪所傳掌錄

歲幣契上下冊

同 上用冊

傳掌錄

歲幣受價賸錢

歲幣八十員債案

歲幣有司冊

雜物部錄冊

(原本)

乙丑正月日 死亡冊

首席致慰冊

上綬受價冊

進獻受價冊

清入禮單受價冊

水袖受價冊

水袖措備冊

水袖二所上下冊

水袖二所傳掌鑑錄

生殖契上下冊

生殖契上用冊

生殖契傳掌鑑錄冊

字本

(原本)

不分卷

乙丑正月日

柒有司并間冊

備契上下冊

字本

(原本

不分卷

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 傳掌謄錄

大學堂例送冊

大內條理謄錄冊

都家差出冊

奴軍輪回并間冊

吐紬矣備計減冊

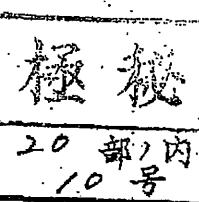
吐紬契金計冊

吐紬受價冊

儀例處例送冊

秘密指分

外交記録・情



寺内文庫の現状

昭 38.5.24

前田北東アジア課長

小官が5月21日～22日の間山口市に出張し、寺内文庫の現状につき調査したところ概略次のとおり。

1. 山口県および山口女子短期大学関係者の説明

寺内正毅総督はその帰郷後所蔵の書物を一般に公開し、役立たせたいとの志から、大正11年2月5日竣工2階建鉄筋の建物を当時寺内邸のあつた土地である山口市宮野桜畠に設け、寺内文庫として一般に開放した。その土地に近接していた山口県立女子専門学校(昭和16年設立)は昭和21年12月から寺内家(寺内寿一元帥未亡人順子の代理人たる小野鉄三が契約の相手)との間に寺内文庫の土地、建物および所蔵図書の一部につき賃貸借契約を結び、爾来図書館として利用してきた。

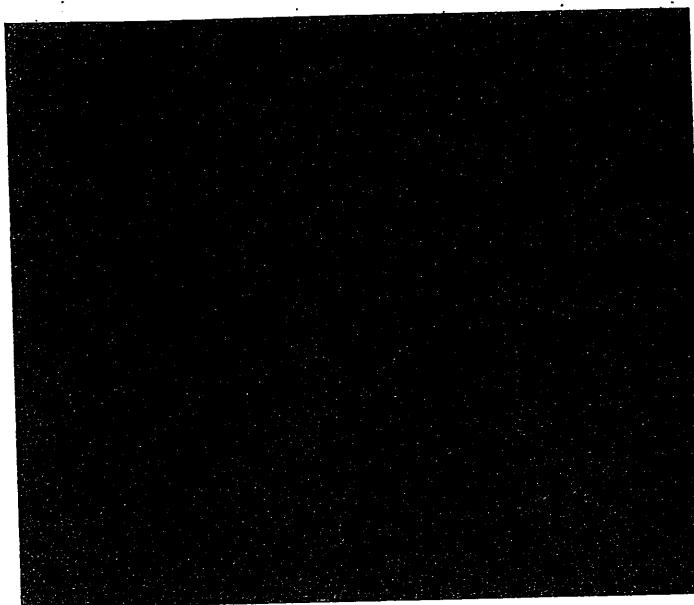
参考資料

33

ところで寺内家がどの程度の貴重本を持出したのかは誰も判らず、その記録もない。ただ、その後短大においてかなり早い時期に作られた寺内文庫の目録（貴重本も含む）を発見したので、理論的にはこの古い目録と前記寄贈の際に作られた目録とを対照すれば、その差が寺内家により持出されたものとなるわけであるが、誰もその対照作業をやる程暇がなく、それだけの関心もないで放置している。

ところがその後（前田注、説明者は皆一昨年といつていたが、後述の経緯から昭和35年であると思われる）寺内家から短大に対しさきに寄贈したもののうちに衛夫人七書というものがあるはずで、これは本来寺内家に持帰るべきものであつたが、見落してそのまま寄贈されてしまつたので、調べてほしいとの照会が行なわれ、短大において調査したが、引受目録の中に該当の書名がなかつたままでその旨回答したところ、その後衛夫人七書と

いうのが目録にいう



であることが判明したので、その旨あらためて寺内家に通報した。そこで寺内順子から県知事に対し昭和35年12月19日付で返還願が提出され、同28日付県知事より寺内順子に対し返還通知が行なわれた。短大としては返還したものがそのまま県立図書館に移管されていることは知っているが、それは短大にとつて関係のないことで、要するに寺内家から一度寄贈されたものがその申出により返納となつたものと解している。(前田注、関係者から耳にしたところでは、この衛夫人七